

対象となる方

どのタイプに当てはまるか、チャートをお使いください。

**※申請時に夫婦のどちらかの親世帯が、
和泉市に住民登録を行っていることが前提となります**

(1) 婚姻日時点における夫婦の年齢が共に29歳以下の場合

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻をした世帯である



令和7年3月31日までの間に新たに住宅を取得又は賃借し、対象住居に住民登録している



夫婦の年間所得合計が500万円未満である



最大60万円補助対象世帯



(2) 上記(1)以外の場合

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻をした世帯である



令和7年3月31日までの間に新たに住宅を取得又は賃借し、対象住居に住民登録している



夫婦の年間所得合計が500万円未満である



最大30万円補助対象世帯



- ①他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ②申請時点で、夫婦のいずれも納期限が到来している和泉市市税の未納がないこと。
- ③過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

※その他諸条件あり

【お問合せ先】

和泉市広報・協働推進室いずみアピール担当

TEL : 0725-99-8101